

## 森永ミルク中毒事件の概要について

### 1. 事 案

昭和30年6月～8月、西日本の各府県（岡山、広島、京都、大阪、兵庫など）において、人工栄養の乳幼児の間に原因不明で発熱、汗疹様発疹、皮膚の異常などを主症状とした疾病が続発した。

### 2. 原 因

森永乳業株式会社徳島工場の製造によるMF印ドライミルクに、ひ素等の有害物質が混入したことによる。

### 3. 被害者数

平成22年3月31日現在 13,429名

### 4. 「三者会談」

被害者及びその親等は、「森永ミルク中毒のこどもを守る会」（略称「守る会」）を組織し、昭和48年、国・森永乳業に対して民事訴訟を提起した。

昭和48年9月、訴訟とは別に厚生大臣が、「守る会」、「森永乳業」及び「国」の三者による話し合いを提起し、第5回の三者会談（昭和48年12月23日）において、三者間で合意が成立し、以後は、これに沿って対策が講じられることとなった。なお、これに伴い「守る会」の取り下げにより、昭和49年5月民事訴訟は終結した。

現在は「（財）ひかり協会」が加わり、平成21年8月までに42回の「三者会談」が開かれている。

### 5. （財）ひかり協会

被害者の救済のため、三者会談での合意に沿って、昭和49年4月25日財団法人ひかり協会が設立され、被害者救済のために被害者の健康管理や治療養護、生活保障金の支給、保護育成等の事業を実施している。

なお、事業費等については、「三者会談」における合意に基づき、被害者の救済及び（財）ひかり協会の運営に要するすべての経費は、森永乳業（株）が負担している。

また、継続的な被害者の救済のため、「厚生労働省」、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」、「財団法人ひかり協会」及び「森永乳業株式会社」の4者による「三者会談」における合意に基づき、被害者の救済措置等は円滑に行われているところである。

さらに、すべての被害者が生存する限り（全面的に解決するまで）「三者会談」を継続し、三者の立場と責任において、恒久救済実現に努力することが確認されている。